会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会(以下、「学会」という。)定款第3章 に基づき、会員制度について必要な事項を定める。

(会員の種別)

- 第2条 学会の会員の種別は、定款第6条第2項に基づき、正会員、賛助会員、名誉会員とする。
 - 2 前項の正会員のうち、学生であるものを学生会員とすることができる。
 - 3 当分の間、正会員は個人に限るものとする。

(入会金及び会費)

- 第3条 学会の会員は、定款第8条に基づき、以下の通り会費を納入しなければならない。ただし、定款第8条但し書きにより、名誉会員は会費を納めることを要しない。
 - 一 正会員(学生会員を除く) 年会費 10,000円
 - 二 学生会員 年会費 5,000円
 - 三 賛助会員 年会費 30,000円
 - 2 正会員(学生会員を除く)になろうとする者は、入会金として3,000円を納入しなければならない。
 - 3 入会時に納入した年会費の有効期間は、入会承認日の後最初に到来する学会の事業年度 の最終日までとする。
 - 4 入会 2 年度目以降の年会費については毎年、10 月末日までに、一括前納しなければならない。有効期間は、11 月 1 日から翌年 10 月末までとする。

(納付)

- 第4条 前条に定める入会金及び会費は、学会の指定する口座への振込またはクレジットカードにより納付するものとする。
 - 2 前項に規定する入会金及び会費の振込に係る手数料は、会員の負担とする。

(会費等の返還)

第5条 定款第8条第2項に基づき、納入された入会金及び会費は、任意退会、除名等理由の 如何を問わず返還しない。